




中山間地域農業農村総合整備事業（拡充）

～ 工種組合せ・受益面積の要件緩和により、中山間地域の農業農村整備をきめ細やかに支援～

- 中山間地域では、農業生産基盤の老朽化等が進行する中、ほ場・用排水施設等の再整備のニーズは高まっており、食料安定供給の観点から末端の農業インフラを持続させるため、再整備に取り組みやすくなるよう農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体※2で2工種以上に緩和（拡充①）するとともに、
- 規模拡大が容易ではない中山間地域の農業を持続させる手段の1つとして、付加価値向上を目指す農業経営を推進するため、小規模でも効率的な高付加価値農業に取り組みやすくなるよう生産・販売施設等※3と一体で実施する場合の受益面積要件を緩和（拡充②）することにより、

中山間地域で所得確保を図る意欲ある地区において、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を推進する。

	現 行	拡 充
拡充①	<p>農業生産基盤 2 工種以上の実施が必要</p>  <p>(実施イメージ)</p>  <p>(事業例) 用排水施設整備 + ほ場整備</p>	<p>全体で2工種以上であれば 農業生産基盤 1工種以上でも実施可能 (実施イメージ)</p>  <p>(事業例) 用排水施設整備 かつ 営農飲雑用水施設整備 OK!</p>
拡充②	<p>農業生産基盤の受益面積10ha以上 注) 高付加価値農業のための生産・販売施設等を整備する場合も 農業生産基盤10ha以上が必要 (実施イメージ)</p>  <p>(事業例) 農産物処理加工施設整備 かつ ほ場整備 6 ha + 用排水施設整備 6 ha = 12ha</p>	<p>生産・販売施設等と一体で実施する場合は、農業生産基盤の受益面積 5ha以上 注) 農業生産基盤 2 工種のみ等の場合は、取付が同じ10ha以上 (実施イメージ)</p>  <p>(事業例) 農産物処理加工施設整備 かつ 用排水施設整備 OK!</p>

※1：右欄事業メニュー1（1）～（8） ※3：右欄事業メニュー2（5）及び（7）（具体的には、活性化施設、農産物処理加工施設、農産物集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、地域販売力強化施設、交流施設、農泊等施設、高収益作物の導入を支援するの必要な施設等）

事業メニュー（工種）一覧

- 1 農業生産基盤整備事業**
 - (1) 農業用排水施設整備事業
 - (2) 農道整備事業
 - (3) ほ場整備事業
 - (4) 農用地開発事業
 - (5) 農地防災事業
 - (6) 客土事業
 - (7) 暗渠排水事業
 - (8) 農用地の改良又は保全事業
 - (9) 土地基盤の再編・整序化事業
 - (10) 理感文化財調査事業
- 2 農村振興環境整備事業**
 - (1) 農業集落整備事業
 - (2) 営農飲雑用水施設整備事業
 - (3) 農業集落防災安全施設整備事業
 - (4) 用地整備事業
 - (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業
 - (6) 情報基盤施設整備事業
 - (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業
 - (8) 農村資源利活用推進施設整備事業
 - (9) 交換分合事業

農村整備事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 6,866 (7,234) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 1,248百万円)

< 対策のポイント >

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

< 事業目標 >

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

< 事業の内容 >

- 1. 農業集落排水施設整備事業**
 農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。
 (施設の整備・更新に当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を達成することを目標として定めた場合に、調査計画策定費を定額で支援します。)
- 2. 農道・集落道整備事業**
 農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。
- 3. 営農飲雑用水施設整備事業**
 営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。
- 4. 地域資源利活用施設整備事業**
 農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。
 (電力供給対象施設に温室や農機具格納庫等スマート農業に資する農業用施設を追加します。)
- 5. 集落防災安全施設整備事業**
 災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

< 事業の流れ > 1/2等

↑

都道府県

↑

都道府県

↑

市町村等

※ 下線部は拡充内容

< 事業イメージ >

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



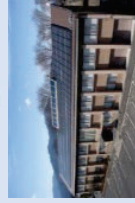
農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



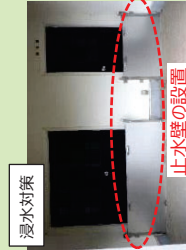
地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等



浸水対策



停電対策

農村インフラの高度化

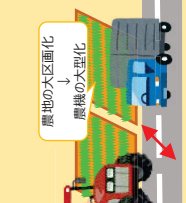
生産性の向上、生産コストの削減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



農機格納庫



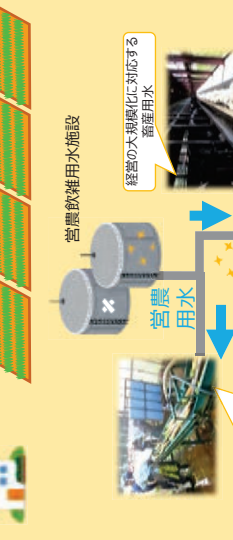
農道の改良(拡張)をれば格納庫から保管できる大型農機で作業できる



農地の大区画化
農機の大型化



施設の再編・コンパクト化により維持管理・更新コストを低減



高付加価値化のための
洗浄用水

営農用水

営農飲雑用水施設

経営の大規模化に対応する
新産用水

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)